

保育利用事由申立書

【記入例】

※就労以外の場合

令和 7 年 11 月 20 日

申立人	住所	瀬戸内市 邑久町 尾張300-1		
	氏名	瀬戸内 華子	生年月日	S 60 年 10 月 2 日

↓いずれか該当する□にチェックし、右欄をすべて記入してください。		添付書類等
☐ 就学	学 校 名 : () 期 間 : R 年 月 日 ~ R 年 月 日 1ヵ月当たり平均 日 で、1日当たり平均 時間	1. 合格通知書または在学証明書の写し 2. カリキュラム表(時間割)の写し
☐ 妊娠・出産	出産(予定)日: R 年 月 日	母子健康手帳(保護者氏名と出産予定日がわかるページ)の写し
☐ 障がい	☐ 身体障害者手帳 (級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 療育手帳 () ☐ 介護保険証 要介護 () 要支援 ()	身体障害者手帳等(障害名・等級等がわかるページ)の写し ※身体障害者手帳3級(聴覚は4級)以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B、介護保険の要介護度が要介護1~2、要支援の場合は、診断書の写しが必要です。
☐ 災害	被災日: R 年 月 日	罹災証明書の写し等
☐ 疾病・負傷	傷病名・症状: () 状 態 : ☐ 入院 ☐ 通院 (☐ 月 ☐ 週 回) ☐ 寝たきり ☐ その他() 病 院 名 : () 治療期間: R 年 月 日 ~ R 年 月 日	瀬戸内市指定の診断書の写し ※診断書に自宅で保育ができない旨の記載が必要です。 ※診断書に治療期間の記載がない場合、3カ月に一度診断書の提出が必要です。
☒ 介護・看護	介護(看護)を受ける人の住所・氏名・生年月日 住 所 瀬戸内市長船町土師277-4 氏 名 長船 一郎 生年月日 S 22 年 10 月 15 日 児童との続柄 ☐ 父 ☐ 母 ☒ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他() 病名・症状: (認知症) 状 態 : ☐ 入院 ☒ 通院 (☐ 月 ☒ 週 1 回) ☐ 寝たきり ☒ その他(食事等の日常生活の補助) 期 間 : R 8 年 4 月 1 日 ~ R 9 年 3 月 31 日 1ヵ月当たり平均 30 日 で、1日当たり平均 4 時間	1. 診断書、介護保険証等の写し ※介護保険の要介護度が要介護3~5の場合は、診断書は不要です。 2. 裏面の介護・看護スケジュール表を記入の上、下欄に民生委員の証明を受けてください。 介護・看護の事由で申込みの場合、民生委員の証明を受けてください。
※地区担当民生委員証明欄		令和 7 年 11 月 20 日
証明依頼者について、上記の内容が事実であることを証明します。 地区担当民生委員 住所: 瀬戸内市長船町土師1175-1 氏名: 民生 次郎		
☐ その他	☐ 求職活動 (最終離職日: 年 月 日) ☐ 社会的擁護(虐待・DV等) ☐ その他 ()	必要に応じて関係書類の提出が必要です。

介護・看護スケジュール表

時間	月	火	水	木	金	土	日
0:00～1:00							
1:00～2:00							
2:00～3:00							
3:00～4:00							
4:00～5:00							
5:00～6:00							
6:00～7:00							
7:00～8:00	朝食補助	朝食補助					
8:00～9:00							
9:00～10:00							
10:00～11:00							
11:00～12:00							
12:00～13:00	昼食補助	昼食補助					
13:00～14:00							
14:00～15:00							
15:00～16:00	通院同行						
16:00～17:00							
17:00～18:00							
18:00～19:00	夕食補助	夕食補助					
19:00～20:00							
20:00～21:00	入浴補助	入浴補助					
21:00～22:00	分単位のものなど、細かい内容は備考欄に記入してください。						
22:00～23:00							
23:00～24:00							
備考欄	・排泄補助 5分×10回	・排泄補助 5分×10回	同左	同左	同左	同左	同左

〈認定に関する注意事項〉

- 「妊娠・出産」を理由に入所を希望される場合は、出産予定日の3カ月前から認定要件に該当となりますが、出産日より3カ月後、特に内容に変更がなければ、認定取消(退園)となります。
- 「求職」とは、就労のために求職活動を開始している状況をいいます。求職活動の状況が認められない場合、離職(入所)後3カ月以内に就職が決まらない場合は、認定取消(退園)となります。
- 記入内容に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。
- 保育を必要とする事由に該当しないことが判明した場合は、ご連絡がない場合でも、認定取消(退園)となる可能性があります。